

宿泊約款

令和 4 年 9 月 1 日

改定令和 5 年 1 月 2 0 日

(適用範囲)

第 1 条 ペンション ル・シャレー（以下当ペンション）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当ペンションが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ペンション宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ペンションに申し出ていただきます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による)
- ④ その他当ペンションが必要と認める事項

- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ペンションは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ペンションが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当ペンションが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当ペンションが定める申込金を、当ペンションが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により当ペンションが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ペンションがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ペンションは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ペンションが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条 当ペンションは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ② 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊者が、宿泊に関する法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

④ 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

⑤ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

⑥ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

⑧ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

⑨ 長野県が定める宿泊に関する条例を違反するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ペンションに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ペンションは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、(当ペンションが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ペンションが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ペンションは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ペンションの契約解除権)

第7条 当ペンションは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

② 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

④ 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

⑤ 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

⑥ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

⑦ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

⑧ 都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。

⑨ 寝室での寝たばこ、火気を使用する、消防用設備等に対するいたずら、その他当ペンションが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当ペンションが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません

(宿泊に関する登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ペンションのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の氏名、年令、住所、連絡先及び職業
- ② 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、出国年月日
尚、在留カードもしくは旅券のコピーを提出するものとする
- ③ 出発日及び出発予定時刻
- ④ その他当ペンションが必要と認める事項

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨（日本円）に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
尚、ご利用の通貨やもしくは通貨に代わり得るものが使用できない場合があります。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ペンションの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝午前10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ペンションは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - ① 超過2時間までは、宿泊料金の4分の1 もしくは1部屋当たり4,000円（税別）
 - ② 超過4時間までは、宿泊料金の3分の1 もしくは1部屋当たり8,000円（税別）
 - ③ 超過4時間以上は、宿泊室料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ペンション内においては、当ペンションが定めている宿泊約款等の利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ペンションの主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

- ① フロント・キャッシャー等サービス時間: 午後3時～午後10時 午前6時30分～午前10時
門限: 午後10時（以降は玄関を施錠いたします）
- ② 飲食等サービス時間 朝食: 午前7時30分から午前9時00分
夕食: 午後6時30分から午後9時（開始時間午後6時30分・7時30分とする）
喫茶: 午後3時から午後4時30分 （夏季限定: 飲料の注文を伴う場合のみ）

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する場合がございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせします

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨（日本円）又は、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着もしくは出発の際、又は当ペンションが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ペンションが宿泊客に客室を提供し、使用が可能後に宿泊客が任意に宿泊しなかった場合に於いても、宿泊料金は申し受けます。
- 4 宿泊料金の支払いに於いて、当ペンションが定める1人様1泊の宿泊料金合計が10,100円未満の場合、現金のみの支払いを要求することがあります。

(当ペンションの責任)

第13条 当ペンションは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

ただし、それが当ペンションの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ペンションは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当ペンションは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ペンションの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失・毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ペンションはその損害を賠償します。

現金及び貴重品については、当ペンションでは、お預かりいたしません。

- 2 宿泊客が、当ペンション内にお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ペンションの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ペンションは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ペンションに故意又は重大な過失がある場合を除き、当ペンションはその損害を賠償します。(限度額1万円まで)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ペンションに到着した場合は、その到着前に当ペンションが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ペンションに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ペンションは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後廃棄処置をとるか最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ペンションの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ペンションの駐車場をご利用になる場合、当ペンションは場所をお貸しするものであって、車両等(自転車など含む)の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場内での当ペンションの故意又は過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ペンションが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ペンションに対し、その損害を賠償していただきます。

特に別紙注意事項ご案内等に掲げている項目に関しては、原状復帰費用・建て替え等が必要となった場合のすべての費用、また原状復帰・建て替え完成までの全日数分の休業手当(別紙休業費用)を頂戴いたします。